

## 研究資料

# 小学校成立と地域社会の再編成 — 鹿児島県旧知覧村の教育組合の事例から —

植村秀人

南九州大学 教養・教職センター 教育学研究室

2014年10月1日受付; 2015年1月29日受理

## Study of the reorganization of the community and the emergence of elementary school Reorganization of the local community and elementary school established — Case of community education union, Chiran village of Kagoshima Prefecture —

Hideto Uemura

*Laboratory of Pedagogy, Minamikyusyu University,  
Miyakonojo, Miyazaki 885-0035, Japan*

Received October 1, 2014; Accepted January 29, 2015

**This study looks at education unions in the elementary school districts of former Chiran Village in Kagoshima Prefecture. Many elementary schools in the Meiji Era were established around early modern self-governing villages. But in the case of former Chiran Village, elementary school districts were created which subdivided the early modern self-governing village, irrespective of the boundaries of the village. This study will focus on the re-organization of the community by elementary schools as a result of this.**

**This study shows that the formation of elementary school districts by dividing the early modern self-governing village served to re-organize resident organizations around education unions, which are organizations that encourage children to attend schools. This reveals that elementary schools serve a function as a base around which communities can be re-organized.**

**Key words: elementary school, elementary school district, community, community education union.**

### 1. はじめに

現在においては、小学校と地域社会の協力関係を強化し、それによって教育の向上を行っていくことが注目されている。また、このことは、教育の充実だけでなく地域社会の活性化の観点からも重要である。

筆者は、このことに着目しており、これまで小学校における住民参加の事例や、小学校区に設けられた公民館とその運営組織の活動、小学校区内における地域住民の活動などの研究を行ってきた。この中では、小学校への住民参加や小学校区を単位とした住民活動によって、社会変化の中で弱体化した地域住民組織が再編成されていることを明らかにした<sup>1)</sup>。このことは、

小学校に児童の教育だけでなく、その校区内の住民をまとめる機能があることを指摘するものである。

この段階において筆者は、2つの課題に着目した。1つは、小学校が、地域住民をまとめる機能を得たのはいつからなのかということである。明治初期に登場した小学校が、登場冒頭からその機能を有していたのか、それとも歴史的な経過の中でその機能を獲得していったのかということである。もう1つは、小学校がその機能を、どういった背景・要因から獲得していったのかということである。小学校は、明治の学制布告により設置されることになった。学校設置は、地域社会に委ねられ、近世行政村が関与する形で設置されていくのである。つまり、小学校の地域をまとめる機能は、近世行政村の機能をそのまま継承しただけなのか、小

学校が児童の教育を担う中で獲得していったのかということである。この中で筆者は、鹿児島県旧知覧村における事例に着目したのである。本事例は、明治30年代において小学校高等科設置を発端に2小学校区が対立したものである。

学制においては、近世行政村を基盤に学校を編成することは意図されていなかった<sup>2)</sup>。しかし、実際は近世行政村を母体として編成されることになる。このため、小学校は、近世行政村を解体して成立したのではなく近世行政村などを内包する形で上位機関として小学区という組織が編成されたと指摘されている<sup>3)</sup>。次の教育令では、学校の編成は、地域社会の実情、つまり近世行政村などを考慮して編成することが認められることになった。小学校設置には、人口・面積なども影響したため全てとはいえないが、明治時代の小学校はその多くが近世行政村を基盤として成立したと指摘できる。

この事例のように小学校設置に関わる対立は、珍しいことではない。明治の小学校の設置は、近世行政村を基盤として設置される事例が多かった。近世行政村にとって小学校の設置場所・経済的負担は重要な課題となっていた。このため、小学校の設置場所などにより、近世行政村が町村制により合併した町村から分村するような事例まであった<sup>4)</sup>。

しかし、筆者がこれまで研究対象としてきた松ヶ浦小学校区の実例は、そのような事例と異なる特徴がある。この小学校区は、近世行政村を単純に母体としていない。2つの近世行政村が分割され、その一部同士で小学校区を編成しているのである。そして、松ヶ浦小学校区は、明治33年に松ヶ浦尋常小学校への高等科設置に関して、同じように近世行政村を分割して編成された隣の松山小学校区と対立している。松ヶ浦小学校区民は、公立小学校への高等科設置が実現しなかったため、自ら出資して住民立高等小学校を設置している。地域住民は、高等小学校を設置するため、区民総会などで話し合い住民立高等小学校設置を決定している。その実現のため、全戸の同意の下で規約を制定している。さらに、住民の力で、資金の確保・学校の校地や校舎の整備、県や村との交渉を行い、2年近くの期間はかかったが小学校の設置を実現している。その後、住民立高等小学校は、公立校への高等科設置により明治45年に閉校となるが、それまでの10年間に渡って住民の自主的な運営により教育が行なわれている。また、学校閉校後にも、住民からなる商議員会・義校会を編成して、閉校後の学校資金を住民が管理し、奨学金事業を行っている<sup>5)</sup>。筆者は、この一連の住民立高等小学校への校区民の関わりから、小学校を通して校区民が旧来体制から校区を範囲とした新しい体制へ移行する事を明らかにした。つまり、小学校区が新たに地域社会を再編成することを指摘したのである<sup>6)</sup>。

また、もう1つのこの機能を得た背景に、子どもの教育問題が、地域社会の共通課題として意識されるようになっていたことがある。そのため教育の場である学校が、地域社会の拠点となったことを明らかとした。この事例を研究したことによって、小学校は明治30

年代の段階で地域社会をまとめる機能を有していたことが明らかとなった。そして、背景に小学校の教育機能、児童を教育するという社会的な役割があることを指摘した。

このような研究を行なう中で、当時の旧知覧村について1つの課題が発生する。それは、旧知覧村は、研究対象となった小学校以外の小学校区も同様に近世行政村を分割した形態で小学校区が編成されている。近世行政村を継承して区などが設置されているが、それら組織の影響力は弱くなっている。現在では、小学校区を範囲とした地域住民の各種組織が編成されている。

松ヶ浦小学校区では、学校登場した明治初頭から、明治30年代の住立高等小学校設置運動期、その後の資金運用を通して、校区内における子どもや若者の教育との関係から小学校を中核として地域社会の再編成が起こったのである<sup>7)</sup>。この中で、筆者は、松ヶ浦小学校における事例と同じくして、他の小学校区においても、小学校を中心として地域が再編成されたのではないかという課題に注目した。この中で、旧知覧村に存在した教育組織である教育組合に着目する。教育組合は、松ヶ浦小学校区における高等小学校設置と同じ時期に旧知覧村各小学校区に編成された組織である。教育組合は、就学奨励組織・学校後援組織である。

本研究では、各小学校区に設置された教育組合の分析から、知覧村内の他小学校区においても、近世行政村の体制から小学校区という新しい範囲で地域社会が再編成されたことを明らかにする。当時の規程や知覧村郷土誌及び知覧町郷土誌などから明らかにする。着目する事項は、旧来の住民組織から小学校区が新しい住民組織となるためにどのような変化があったのかということである。すなわち、校区内において、学校と地域住民・地域住民間にどのような関係が生じているのかということである。教育組合運営への住民参加や住民に課せられた義務などに着目する。小学校区に、地域社会をまとめる機能がない場合は、教育組合は在学する児童・家庭と学校との取り決めであり、その取り決めのために校区単位で規定を設けただけであり、地域住民をまとめる組織として位置づけることは出来ない。しかし、地域住民組織としての機能があるとするれば、その組織への住民参加や課せられた義務があるはずである。そのことを指摘することで、本研究の課題を明らかにするものである。

## 2. 江戸時代の旧知覧村の概要

### (1) 江戸時代の知覧村の概要

旧知覧村は、鹿児島県の薩摩半島南部に位置した村であった。この村は、南北に長い村で、南部は東シナ海に面している。村の中心部は、北部の内陸部に江戸時代の武士居住地<sup>8)</sup>があり、この地区に村行政の拠点が置かれ、平成の市町村合併を経た現在でも行政の中心地となっている。当時の村の産業は、海岸地域においては、海運や漁業が主な産業であり、他の地区においては畑作を中心とした農業が主要産業である<sup>9)</sup>。

表1. 旧知覧村の分村と合併

江戸時代	明治 15 年	明治 16 年	明治 22 年	昭和 7 年
郡村			知覧村 (合併)	知覧町
厚地村				
永里村				
瀬世村				
西別府村	西元村 塩屋村			
東別府村		東別府村 南別府村		

知覧町郷土誌などから筆者が作成.

江戸時代は、旧知覧村は知覧郷と呼ばれ、島津家の分家である佐多氏の領地とされていた。旧知覧村は、明治の合併期に知覧郷をその範囲として村として誕生した。その後町制に移行したが、昭和の合併期では合併せず、平成の市町村合併により近隣の町と合併している。つまり、近年まで江戸時代からの郷を範囲とした地域内で行政が行われていた自治体である。

(2) 近世行政村の変更

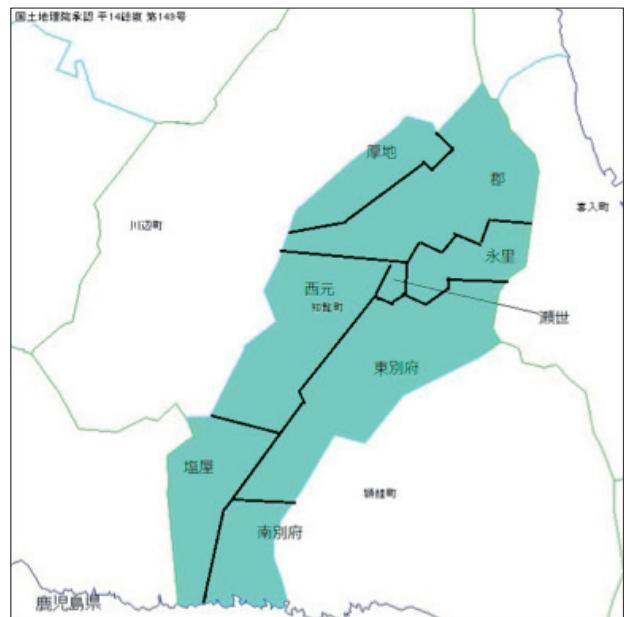
江戸時代の知覧郷の近世行政村は、麓を含む郡村、厚地村、永里村、瀬世村、西別府村、東別府村の6村である。これら近世行政村は、郷の中心地である麓を含む郡村を中心に厚地村・永里村・瀬世村が隣接して位置している。そして残りの2村の東別府村及び西別府村は、郷南部に位置している。また、郷南部の2村は、分村を明治に入ってから行っている。西別府村が、明治15年(1882年)2月に西元村・塩屋村に分村している。また、翌明治16年には、東別府村が、東別府村と南別府村に分村している。これにより8村となるわけである<sup>10)</sup>。また、明治に入ってから旧知覧村の行政体制は、明治期における行政制度整備の中で変遷し1つの村となっている(表1及び地図1参照のこと)。

明治5年に鹿児島県は、郷を大区・村を小区として再編した。この大区の責任者は戸長が担っていた。翌6年7月には、1大区毎に戸長事務所を設置している<sup>11)</sup>。この時点で、県庁一区长一戸長に整理されている<sup>12)</sup>。明治12年には、知覧郷6か村にそれぞれ戸長がおかれ<sup>13)</sup>、内3村には戸長役場がおかれていた。

明治15・16年には分村があり、明治17年には、戸長役場の統合が行われ、知覧郷内8村の管轄する戸長役場に集約されている<sup>14)</sup>。この時点で、郷内の8村は、戸長役場に行政機能を移管している<sup>15)</sup>。そして、明治22年には、旧知覧村が誕生している<sup>16)</sup>。また、合併後には、近世行政村は区となり、近世行政村から移管した財産の管理を行っている<sup>17)</sup>。

このことから、旧知覧村では、明治初頭は、近世行政村を基盤として行政が行われていたが、地方行政制度の中で郷単位に集約され新村となったのである。ここで明治の町村合併の特徴を指摘しておく必要がある。明治の町村合併は、村落共同体を再編成することになった。具体的には、町村合併により近世行政村に

地図1. 旧知覧村の大字概略図



知覧町郷土誌などから筆者が作成. KenMap Ver9.11 を使用.

あった行政機能が、新町村に移管することになった。つまり、近世行政村は、行政機能を取り上げられ、身近な生活などの協同の機能を残すのみになったのである<sup>18)</sup>。

(3) 江戸時代の教育

江戸時代の知覧郷には、稽古所が5カ所設けられた。稽古所とは、武士の子弟が学ぶ学問所であった。薩摩藩領内の武士教育は、郷中教育が特徴としてあげられる。稽古所は、郷中教育の拠点であった。知覧郷の郷中教育は、稚児と呼ばれる7歳からの段階と二才(にせ)とよばれる15歳からの段階に分かれる。二才は、稽古所の建物に毎晩宿泊し、武術に関する訓練<sup>19)</sup>や夜間の学習<sup>20)</sup>など武士のための心身の教育を受けていた。薩摩藩では、農村にも一定の武士が居住し農業などに従事していた。このため、稽古所は「麓」と呼ばれる郷の中心部だけでなく、「在」や「浦」と呼ばれた農村集落や海岸集落にも設けられていた<sup>21)</sup>。こ

れとは別に知覧郷では、胥傲館（しょうこうかん）とよばれる武士の教育機関が設けられていた。これは、武士の子弟が自主的に学問を行っていた学問所<sup>22)</sup>。主に夜間に教育が行われていた<sup>23)</sup>。

また、武士以外の教育については、裕福な家庭の子弟が、医者や僧侶のもとで手習いを行っていたようである。この学習は、商売往来などの往来物が使用されていた<sup>24)</sup>。

#### (4) 小学校の開設

旧知覧村における学校教育の整備は、麓を中心に武士の教育を基盤に行われた。このため、初期の学校教育は、麓在住の士族階級の子弟を中心に展開したのである。江戸時代に郷の中心部に設けられた武士の子弟の教育機関である稽古所や胥傲館を母体として、明治2年に知覧学館と呼ばれる教育機関が誕生している<sup>25)</sup>。知覧学館は、明治4年に外城第十郷学と改称され、こ

の頃から麓以外の通学生が登場している<sup>26)</sup>。学制施行に対しては、この郷校を変則小学校として改称している。この時点でも平民子弟の入学は少ない状況であった<sup>27)</sup>。明治9年には、変則小学校が正規小学校として改組されて、知覧小学校となる<sup>28)</sup>。

知覧村には、この他に7小学校が整備される<sup>29)</sup>。統合された女児小学校を除くと、明治5年の松ヶ浦小学校から、明治13年の松山小学校と小学校の前身となる教育機関が開設されている。これら教育機関が、正規小学校として整備されていく。これら7小学校は、統廃合などされず現在も存続している<sup>30)</sup>。

#### (5) 近世行政村と小学校区の編成

旧知覧村の小学校の特徴は、近世行政村との関係性が弱いことが指摘できる。学制や教育令の学校設定は、近世行政村が基盤として考えられるわけである<sup>31)</sup>。しかしながら、表2及び地図2の通り旧知覧村の小学校区編成は、近世行政村を分割した形式で行われている。近世行政村が、この分割の形態は、先行研究の指摘した形式とは大きく異なる。実際の小学校区を確認していくと1近世行政村でそのまま構成される小学校区はなく、1小学校を除くと複数の近世行政村で小学校区が編成されている<sup>32)</sup>。

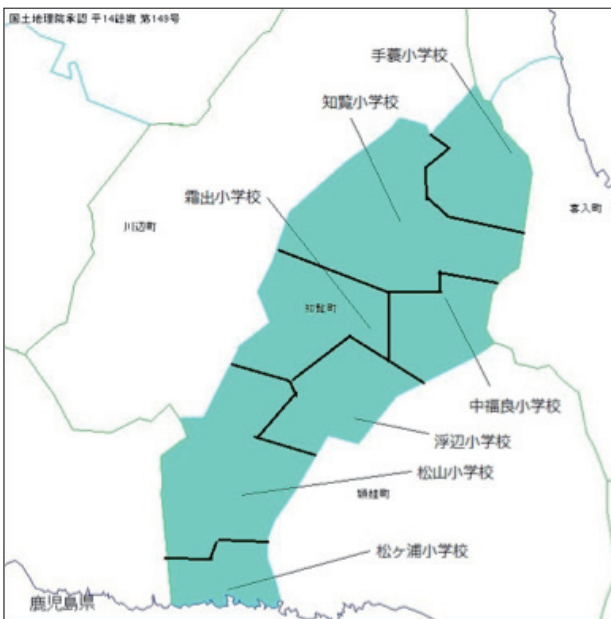
旧知覧村においては、小学校と地域社会との関係性構築に、近世行政村の関与が薄いのである。小学校が、近世行政村を分割して編成された。このことは、近世行政村時代の地域住民の関係性を母体として、小学校と地域社会の関係性を構築していったという先行研究と異なる。このような疑問を鑑みれば、近世行政村分割の中で小学校と地域社会の関係がどのように構築されていったかということ明らかにすることは重要である。したがって、次節においてはこのことを明らかにしたい。

### 3. 旧知覧村の教育組合と地域住民

#### (1) 教育組合の登場

筆者は、松ヶ浦小学校区の事例を研究する中で住民立高等小学校と事後組織の事例から、近世行政村が分割されても小学校を拠点として地域社会が再編成され

地図2. 旧知覧村の各小学校区



知覧町郷土誌などから筆者が作成。KenMap Ver9.11 を使用。

表2. 旧知覧村の分村と合併

小学校名	開校年	学区と大字	備考
知覧小学校	明治2年	郡の一部・厚地・永里の一部	
知覧女児小学校	—	同上	知覧小へ統合（明治13年）
松ヶ浦小学校	明治5年	南別府・塩屋の一部	
中福良小学校	明治11年	永里の一部・東別府の一部	
浮辺小学校	明治11年	東別府の一部	
手蓑小学校	明治12年	郡の一部	
霜出小学校	明治13年	西元の一部・瀬世	
松山小学校	明治13年	西元の一部・塩屋の一部・東別府の一部	

知覧町郷土誌などから筆者が作成。

ることを明らかにした。つまり、小学校には、地域社会を再編成する機能があることを指摘したのである。今回は、他の小学校区の状況について、教育組合の結成と運営から検討を行うことにする。

教育組合は、明治32年より旧知覧村において各小学校区に設けられ教育に関する住民組織である。この組織は、就学勸奨・推進組織として設けられた組織である。学制以後全国においては、小学校の就学率が徐々に上昇していったが、明治30年代において旧知覧村の就学率・出席率は依然低い状況下にあった<sup>33)</sup>。この状況を改善するために教育組合は誕生したのである。

教育組合を提唱したのは、知覧郷の麓<sup>34)</sup>を含む知覧小学校長の馬場惟光<sup>35)</sup>であった。馬場は、薩摩藩の城下町である鹿児島市の出身であり、鹿児島県北部の視学を経て明治32年7月に知覧小学校の校長として赴任している。そして、同年12月には、教育組合を発足させている。

教育組合は、当初知覧小学校区に先行して設けられたが、翌3月までに村内6小学校区にも設置されることになった。このため、各教育組合の規程などは、知覧小学校区教育組合の規程を参考に設けられたようであ

る<sup>36)</sup>。さらに、これら7小学校区の教育組合を統轄する組織として翌明治33年4月には、知覧村教育組合が設置されている<sup>37)</sup>。

(2) 知覧小学校教育組合の概要

①知覧小学校教育組合の目的・規定

教育組合は、知覧小学校区において先行して発足し、旧知覧村内の各小学校区に組織された。旧知覧村における教育組合の規約は、知覧小学校教育組合が先行して発足したため、この規約を模して編成されている<sup>38)</sup>。このため、教育組合を分析するには、知覧小学校区における教育組合の目的や活動内容を明らかにする必要がある。

教育組合の当初の目的は、就学率や出席率の向上である。教育組合規程では、組合員は知覧小学校区民を持って編成するとしている<sup>39)</sup>。教育組合の目的は、就学や出席の促進を中心とし、そして教育に関する諸事業としている<sup>40)</sup>。教育組合の規定は、組合開設の目的である就学勸奨に関する事項と、組合運営に関することが具体的に記載されている。しかし、その他の教育に関する諸事業については具体的に規定されていない。

表3. 知覧小学校区教育組合規約（抜粋）

知覧小学校区教育組合規約	
第一条	本組合ハ知覧尋常高等小学校区及女兒尋常小学校学区内居住人民ヲ以テ組織シ知覧小学校区教育組合ト称ス
第二条	本組合ハ学齡兒童ノ就学及学校生徒出席ノ督勵シ兼テ教育當事者ノ諮問ニ應ジ教育ノ普及發達ヲ図ルヲ以テ目的トス
第三条	本組合ヲ分ケテ左ノ十六小組合トス 厚地上組 厚地下組 後岳組 桑代組 小田代組 上郡河上組 上郡上組 上郡中組 上郡下組 上郡本町組 中郡北組 中郡南組 下郡南組 下郡北組 内出口組 山下組
第四条	本組合ニ左ノ役員ヲ置ク 一、総長一名 二、副総長一名 三、組長拾六名 四、副組長拾六名
第五条	本組合ノ役員ハ名誉職トシ総長副総長ハ役員會ニ於テ役員中ヨリ選挙シ組長副組長ハ各小組合ニ於テ其ノ組合員中（学校職員及町村役場吏員タルモノヲ除ク）ヨリ選挙ス 但本組合員ハ役員選挙セラレタル時ハ相當ノ理由ナリシニノ辞ズルコトヲ得ズ
第六条	各小組合ニ五名及至十名ノ評議員ヲ置キ各其ノ小組合ニ於テ之ヲ選挙ス
第七条	総長ハ本組合ノ事務ヲ総理シ副総長総長ヲ補助シ若シクハ之ガ代理ヲス組長ハ総長ノ指揮ヲ受ケテ其ノ小組合内ニ於テハ事務ヲ処理シ副組長ハ組長ヲ補助シ若シクハ之ガ代理ヲナス 評議員ハ組長ニ從屬シ其ノ組合内ニ於ケル諸般ノ事項ヲ評議シスルモノトス
第八条	役員及評議員ノ任期ハ二ヶ年トシ欠員ヲ生ジタルコトハ其都度之ヲ改選ス
第九条	小学校の生徒ノ保護者若シクハ代人ニシテ謂ワレナリ出席セシメサリシモノ及教育ノ事ニ関シ故ナク当事者
	ノ召喚ニ應ジザリシモノ及役員會及小組合會議決ニ服從セザリシモノハ左ノ各項ニ照シ過怠金ヲ徴取スルモノトス 一、義務教育ヲ終ワラザル学齡兒童ヲシテ入学ノ通知ヲ受ケ入学期日ヨリ一週間以内ニ出席セシメザリシモノハ全テ貳拾錢 一、一ヶ月中無届欠席五日及ビシ者ハ金五錢也（但シ無届欠席五日以上ハ一日毎ニ金壹錢ヲ増ス） 一、役員會ノ議決ニ服從セザリシモノノ金壹円
第十条	前条各項（役員會及小組合會ノ議決ニ服從セザリシモノ及村長ノ召還ニ應ジザリシモノヲ除ク）ノ調査ハ学校ニ委託スルモノトス
第十一条	第九条各項ノ過怠金ハ組長ニ於テ翌月十日迄ニ徴取シ十五日迄ニ総長ニ納付スルモノトス
第十二条	第九条ノ過怠金ヲ怠納スルモノアルトキハ其小組合ニ於テ之ガ義務ヲ負擔スルモノトス
第十三条	本規約ノ目的ニ達スル為左ノ會議ヲ開ク 一、組合總會ヲ毎年三月ニ開ク必要ニ應ジ臨時ニ開ク組合總會アルベシ 一、小組合總會ハ必要ニ應ジ臨時ニ之ヲ開ク 一、役員定期會ヲ毎年一月ニ開ク教育當事者ノ要求若シクハ正副組長二名以上ノ請求アルトキハ又ハ組長ニ於テ必要ト認メルトキハ臨時會ヲ開ク 一、小組合ハ會教育當事者ノ要求若クハ小組合内評議員委員二名以上ノ請求アルトキハ又ハ組長ニ於テ必要ト認メルトキハ臨時會ヲ開ク
第十四条	役員會及各組評議員會ニ於テ挙行スベキ事項ヲ左ノ如シ 一、学齡兒童就学勸誘ニ関スル件 一、学齡兒童就学ノ猶豫免除等ノ調査ニ関スル件 一、小学校生徒ノ出席獎勵ニ関スル件 一、小学校生徒ノ家庭ニ於ケル風儀改善ニ関スル件 一、其他當事者ノ諮問ニ関スル件

知覧町郷土誌などから筆者が作成 813～815 ページから抜粋。  
第1条から第14条までの抜粋である。なお、第30条の後に当時の全戸主の署名捺印がある。

教育組合の就学勸奨事業は、組合規定において就学及び出席の向上を目指すために就学や出席が悪い家庭には罰則を与える条項を設けている<sup>41)</sup>。規約では、児童を就学させない保護者や就学状況の悪い児童の保護者には違約金を課すことになっていた<sup>42)</sup>。このような規程により就学勸奨を進めることを意図していたのである。これが成立するためには、校区住民が、この規程に従うようにする必要がある。知覧小学校教育組合では、教育組規約に校区内の全戸主が署名捺印している<sup>43)</sup>。つまり、知覧小学校教育組規約は、規約書としてだけでなく、共同の誓約書としての役目も有した規約書となっている。

この就学・出席にかかる罰則は、次の通りになっていた。すなわち、教育組合は、学校に不就学状況家庭の調査を依頼することで、組合内の就学状況を把握していたのである。その結果として就学や出席に問題のある家庭には、罰則として過怠金（罰金）を課すこととしている。この過怠金は、就学については入学期日以後1週間を経過しても登校しない場合、出席については1ヶ月に5日以上無断欠席をした場合に課されることになる。過怠金の額は、入学後1週間欠席の者には20銭、1ヶ月に5日の無断欠席の場合は5銭となる。また、これら方金にかかる事項などで役員会及び評議員会の議決に従わなかった場合は、1円の過怠金という厳しい処分が科されている<sup>44)</sup>。

## ②教育組合の組織と住民の関与

知覧小学校教育組合は、校区内の16集落を小組合として位置づけ、組織を2段階構造としている<sup>45)</sup>。教育組合の構造は、次のようになる。組合全体の運営については、通常の組合運営を任せられた役員による役員会と、必要に応じて実施される組合総会がある。これが、組合全体の運営を行なう組織である。この下部に、小組合の選出の役員である組合長・副組合長、それに小組合で選出された評議員による評議員会がある。評議員会は、小組合毎の会議である。教育組合の役員は、既にあげた総長・副総長・組合長・副組合長である。教育組合の責任者は、総長であり、その補佐役として副総長が設けられている。組合長は、教育組

合の会長職ではなく、下部組織である小組合の責任者である。評議員は、小組合毎に設けられた職であり、役員会の構成員ではなく、組規約においても役員とはされていない。これら役員等の任期は2年とされていた<sup>46)</sup>。役員等の職務は重要視されていたようであり、役員等に対しては安易な理由での辞職を認めないようになっている<sup>47)</sup>。日常的な事項については、役員会及び評議員会にて行なっていた。また、全住民が参加する形式の組合総会・小組合総会が設けられており、必要に応じて行なわれていた。

これらの役員などの選出は、学校の教職員を除く校区民から選出している<sup>48)</sup>。総長や副総長は、役員会において校区内の組合員より、選出することになっていた。組合長・副組合長・評議員は、各小組合の中で選出することとなっていた。各小組合に評議員を置くこととしており小組合における運営体制の確立が図られていた<sup>49)</sup>。

教育組合の就学勸奨事業を行う中で罰則が定められている。この規定を遵守させるために、教育組合は規約に全戸主の署名をするなどしているが、組合組織も工夫がなされている。教育組合は、2重構造となっているが、罰則の徴収などにおいて小組合を活用している。

就学・出席に関して問題がある場合は、調査を学校が行ない、就学に関する過怠金などの罰則・処分の判断は役員会もしくは評議員で行なっている<sup>50)</sup>。しかし、その後の手続きや就学勸奨は、小組合に委ねられている。まず、過怠金の徴収を小組合の組長が行うようになっている<sup>51)</sup>。一番の問題は、処分に従わず、過怠金の支払いに怠納などが発生した場合である。この場合は、小組合内つまり集落にて対応することを求めている<sup>52)</sup>。つまり、教育組合は、以前からの集落内の住民組織・関係を活用しているのである。

教育組合は、小学校区を基に編成されているが、各集落を内部に取り込んでいる。また、小組合は、集落毎に編成されており、教育組合は小組合に対して、過怠金の徴収や怠納処理という形で権限を有し、各集落に対して教育分野の上部機関として位置していた。つまり、教育組合は、小学校区内の集落の上位機関としての地位を確立していたのである。

表4. 旧知覧村の分村と合併

	知覧	手蓑	中福良	浮辺	霜出	松山	松ヶ浦
学校施設整備	○	○		○		○	○
教材・教具の購入	○	○				○	○
実習地の確保	○		○			○	
尋常科就学支援	○		○	○			○
高等科就学支援			○	○			
高等科未就学者への教育	○						
教員の歓送迎・謝恩	○		○	○	○	○	
学校林整備	○	○				○	
学校行事への支援			○		○		
教職員住宅の整備						○	

知覧村郷土誌から筆者が作成。

### ③実際の活動

知覧小学校教育組合では、児童の就学勸奨以外に次の事業をおこなっている。大正に入ると村全体で就学率は向上している<sup>53)</sup>。その後は、出席率や成績の向上、さらには学校教育全体の振興事業に活動の中心が移っている。教育振興事業としては、学校林の整備・教育施設の整備・教育備品の購入・被災児童への救済・教員への謝恩事業がある。教育組合の事業がどの時期から転換したのかは、残念ながら不明である。しかし、組織成立段階から学校教育振興事業には着目がされていたようである。それは、学校林の整備からみることができる。学校林は、教育組合編成時から教育組合基本財産確保の観点から必要とされていた。このため、発足翌年度の明治33年から学校林の整備が行なわれている。

教育環境整備については、次のような事業が行なわれている。学校教育施設整備は、農業実習用地の賃貸料を負担していたが、後に実習地を購入している。さらに、校舎の管理を区から教育組合に移管している。台風などによる学校施設の復旧事業やその後の学校移転に財政的な支出をしている。備品整備は、体育・理科の教育施設の整備費や国旗などの式典用施設を購入している。教員に対する謝恩事業は、長期勤務した校長や訓導の転勤退職時には記念品を贈与している。また、大正3年には、校区内にて大火が発生したが被災児童に対する救援事業も行っている<sup>54)</sup>。

このような事業を行うには、相当の資金が必要となる。このため、明治35年より教育基金を形成することになった。この教育基金形成には、校区民の拠出によって計っていた。校区民は、年2回の金銭による拠出か、年1回の現物(鶏)による拠出を行うことになっている<sup>55)</sup>。

また、知覧村教育組合は、高等小学校に就学していない児童に対する教育機会を設けている<sup>56)</sup>。このように、この組織は、学校の就学勸奨組織としてだけでなく、学校後援組織・社会教育や地域組織としての役割を有した組織となっている。このため、教育組合は、やがて学校後援組織としての役割が強くなり、戦後の混乱や教育改革によるPTAの出現で解散している。知覧小学校教育組合は、戦後直後の昭和21年4月に知覧国民学校後援会と改称し、昭和23年にはPTAを開設する際に、今後の運営や役割分担などで議論が起き、その後解散となっている<sup>57)</sup>。

### (3) 知覧村の7教育組合の事業

教育組合の事業は、就学の勸奨であるが、このほかに多様な事業が行われてきた。初期は、就学状況が悪かったわけであるが、その後は徐々に改善することになる<sup>58)</sup>。このため、教育振興のための後援組織としての側面が強くなってきたのである。既に指摘したように教育組合規定は、これら事業について詳しく規定を行っていない<sup>59)</sup>。

知覧町郷土誌においても教育組合の事業は、就学の勸奨が主としており、それらに加えて「学校林の創設、学校敷地の拡充、校舎の修理、施設・設備の整理、教育基金の蓄積、修学旅行費補助、貧困児童への文具貸

与、学校職員の転任、退職時の記念品贈与などが主な事業<sup>60)</sup>と追記している程度である。また、それら事業は、各教育組合で異なる状況である。教育組合の会則として加えられている事例もある<sup>61)</sup>。

大正15年段階での各種の事業について表4にまとめた。これによると、多くの小学区教育組合で就学支援事業、学校施設・教材の整備・購入事業、教員への福利厚生・謝恩事業、学校林などによる資金の確保などが行なわれている。この頃になると就学率も向上しており、校区民の拠出なども含め資金を確保し、学校の支援を行なう組織へと変容していることが伺えるのである。

## (4) 教育組合と小学校区を基盤とした地域社会の再編成

### ①地域社会の再編成

教育組合は、就学勸奨組織として編成されたものである。教育組合の規約などを見ると、就学に関する学校と各家庭との取り決めに地域社会を介在させていると見ることもできる。これだけでは、地域社会の再編成との関係性は低くなる。教育組合が、地域社会の再編成に関与するのであれば、教育組合と校区民の間にいくつかの関係が生じることになるとと思われる。

まず、教育組合に対して、校区民が参加して種々の事項を決定していることがある。そして、それに基づいて教育組合や地域住民が事業や活動などを実行しているのかということが着目される。なぜなら、教育組合が、地域社会を再編成するのであれば、教育組合に校区民が参加していることが重要になるからである。

次に、教育組合と校区民、もしくは校区民同士で何らかの義務を課しているのかである。校区民が、就学以外の事項において何らかの義務があり、それを守る必要性があるのかということである。校区住民が、新しい住民組織・共同体として教育組合を位置づけており、その内部で決定したことを受け入れているのかということである。教育組合が、既存の住民組織の上部に新しく登場した住民組織があったことを指し示すものになるのである。

これら2つの事項について、教育組合の規約、資金問題、小組合の視点から整理してみる。

### ②教育組合の規約と校区民

教育組合は、校区民を構成員とする組織である。総長や副総長は、役員会での選出する方式であったが、その役員は校区民より選出するものであった。また、各集落から役員を選出しており、集落毎の人口差などによる不均等が避けられていた。日常的な運営は、役員会や評議員会によるものであったが、臨時総会も設けられていた。校区民が意思決定などに参加できる制度であったといえる。また、小組合として集落が位置づけられ、集落選出の役員・評議員による評議員会がおかれ、教育組合の事業が行なわれている。

教育組合は、当初就学勸奨組織として設置されたので、就学状況に問題がある場合の罰則が設けられ、規約には全戸が署名している。就学・出席状況の悪い家

庭には、罰則を課し、小組合単位で適正な運用が出来るようにしている。

つまり、教育組合の規約や住民の参加においては、校区民が教育組合の運営に参加できるようになっており、その中で事業に関与している。また、就学に関する過怠金の支払いがあるように教育組合と校区民との取り決めによる義務が発生している。

### ③資金の問題と校区民の負担

就学勸奨事業においては、それほどの予算は不要と思われるが、就学状況が改善した後に行なわれた教育振興事業を行なうには、予算が不足することになる。これらの事業を行うことためには、事業を運営するための基盤となる経費の問題が大きな課題となる。この事業の経費として考えられるのが次の3点である。1つは、不就学児童家庭への罰則金である。しかし、不就学の事由には当然経済的な背景もあり、就学状況が改善している。このため、主な財源になりにくい状況にある。次に、学校林が考えられる。ただし、教育組合誕生後に植林を行うなどの状況であり、将来へ向けた財源確保という側面が強いと思われる。最後に挙げられるのが、校区内への財源の負担である。知覧・松山・中福良の各小学区教育組合では、定期的に校区民に教育組合への支出を定めている<sup>62)</sup>。この校区民の負担金を財源として各種の事業が行われているのである。

知覧小学区教育組合では、年2回の金銭による拠出か、年1回の現物（鶏）による拠出を行うことになっている<sup>63)</sup>。松山小学区教育組合では、各戸が毎年菜種・大豆・甘藷を供出し基本財産として運営している<sup>64)</sup>。中福良小学区教育組合では、現金の納付と大豆による物納が行われている<sup>65)</sup>。このようにして各教育組合は資金の確保を行っていた。これらの資金徴収は、その小学校区内の全ての家庭に課せられ、その額もかなりの額に相当するものであった。

旧知覧村の場合は近世行政村を分割して成立した小学校区において、校区民に財政的な負担を課して組織の活動を行う体制が成立している。校区民は、就学における過怠金だけでなく、毎年運営に関する負担金も負担しているからである。

### ④小組合

教育組合は、下部組織として集落毎に小組合を設けている。この小組合には、評議員会と呼ばれる集落選出の役員及び集落毎に専任される評議員による会議があった。また、必要に応じ小組合の総会も設けられていた。このことは、集落単位で教育組合の支部が設けられ、そこに住民が役員などの選出や必要に応じて直接的に参加する仕組みが整えられていた事を示している。また、小組合は、過怠金の徴収と未納者への対応という役割も担わされていた。

小組合の重要な点は、先に指摘した2つの事項を満たしているだけでなく、集落を教育組合の下部機関として内包したことである。このことによって、旧来からの集落という住民組織を、近世行政村から小学校区に移行する役割を果たしたと考えられるからである。

### ⑤小括

子どもの就学問題は、町村・小学校と各家庭の間における問題である。教育組合の特徴は、この関係に地域社会を介在させたことにある。しかし、教育組合は、小学校と就学家庭の問題としていない。教育組合は、校区内全住民を構成員として編成し、この中で違反者への過怠金（違約金）を定め、また組合資金の負担を課している。さらに、校区内の集落を小組合と位置づけ旧来からの住民組織を内部に取り込んでいる。

つまり、教育組合は、小学校区を母体として編成され、校区民の参加が可能であり、またある程度の権限を有し校区民に対して一定の権限も有した組織であった。これは、小学校区の範囲で小学校を拠点とした地域社会が再編成されていったことを指し示すものであったと考えられる。つまり、近世行政村に依存しない中でも、小学校を拠点として地域住民がまとまり、新しい地域社会を構築することが明らかとなるのである。

## 4. おわりに

本研究は、近世行政村を分割して誕生した小学校区において、小学校区を範囲として地域社会が再編成されたことを明らかにすることを目的とした。近世行政村を基に構成された小学校区でない場合に、実際に校区民がどのような経緯で地域社会を再編成していくのかに着目したのである。近世行政村を分離した中で成立した小学校区において、小学校が地域社会の拠点となり、地域住民組織を再編成したかを検討するため、知覧村の各小学校区に明治30年代に組織された教育組合を主な対象として検討を行った。

旧知覧村においては、近世行政村と異なる形態で小学校区が編成された。このことは、近世行政村の機能を継承したであろう、近世行政村を母体として編成された小学校区とは大きく異なることになる。筆者の過去の研究では、旧知覧村の1小学校区である松ヶ浦小学校区における事例を検討した。この事例では、校区民が小学校設置の決定・規約の制定・学校設置における諸負担・学校の運営に関する意思決定に関与している。閉校後には、学校資金管理も同様に校区民が参加する形式で行なっていた。この小学校区では、教育にかかる課題から、校区民による学校運営などの事業を行う中で学校を中心にした地域社会が再編成されることを明らかにした。

それでは、今回対象とした旧知覧村の他の小学校区に置いてはどのようなものであったのであろうか。教育組合は、学校への就学の勸奨組織として発足した組織であるが、就学率の向上の中で学校後援組織となっている。この教育組合は、校区内の住民を構成員とし、意思決定への校区民の参加する制度を整えている。それだけでなく、就学状況による過怠金や活動資金の徴収などの義務も課す組織となっている。このことは、教育組合が、旧来の地域住民組織を再編成する機能があり、近世行政村を分割した小学校区が、近世行政村を継承せずとも地域住民の組織となることを示すものである。このように考えるなら、地域社会が、学校・



学校区を中心にして再編成されることを指摘することができるのである。ちなみに、この小学校区による地域社会の再編は、旧知覧村民の生活に深く根付いていくことになる<sup>66)</sup>。旧知覧村は、昭和初期に町制に移行し、平成の合併で近隣自治体と合併したがるが、地域社会の拠点として小学校が役目を果たしてきた。町制施行後の知覧町では、小学校区に校区公民館を設置し地域住民の活動を支援してきた。また、行政の諸施策を実施する時に小学校区を単位として計画・実施していることも多い。

本研究は、小学校が機能として、地域社会の再編をする・地域社会の拠点となることを検討するものとしてきた。本研究が対象としたのは、小学校が登場してから約30年後の明治30年代における事例である。この時期においては、小学校に地域社会の再編成する機能や地域社会の拠点となる機能があることが明らかとなった。今後においては、この機能が、現在までどのような経緯をたどるのか、継承されてきたのかといった課題に着目していく必要がある。

## 要 約

本研究では、鹿児島県旧知覧村における小学校区に設置された教育組合の事例を対象とした。明治の小学校の多くは、近世行政村をもとに開設されている。しかし、旧知覧村においては、近世行政村とは無関係に、近世行政村を分割する形で小学校区が編成されている。このなかで、小学校が地域社会を再編成することに着目した。

本研究では、近世行政村を分割して編成された小学校区において、就学勧奨組織である教育組合を基盤として地域住民組織が再編成されることを明らかにした。小学校が、地域社会を再編成し、地域社会の拠点としての機能があることを明らかにしたのである。

## 注 記

- 1) これらの研究として、次の研究成果を発表している。植村秀人、「学校と地域の連携－鹿児島県の事例から－」、九州教育学会、九州教育学会研究紀要37巻、89～96ページ、2010。植村秀人、「明治後期の小学校高等科設置をめぐる地域間対立－鹿児島県旧知覧村の事例から－」、南九州大学研究報告、人文社会科学編第42B号、39～47ページ、2012。植村秀人、「鹿児島県旧知覧村における住民立小学校の成立と運営－明治30年代の小学校と住民の関わりに焦点を当てて－」、南九州大学研究報告、人文社会科学編第43B号、11～22ページ、2013。植村秀人、「鹿児島県旧知覧村における住民立小学校の閉校と住民の関わり－商議員会・義校会に焦点を当てて－」、南九州大学研究報告、人文社会科学編第44B号、11～19ページ、2014。
- 2) むしろそれに対抗する状況であり人口600人によ

り小学校区を編成するという学区編成基準が翌年に規定された。千葉正士、「学区制度の研究－国家権力と村落共同体－」、勁草書房、1962、308ページ。

- 3) 千葉は、既存の村落共同体の上位に学区という新しい村落共同体が構成され村落共同体が二重三重構造になると指摘している。千葉正士、「学区制度の研究－国家権力と村落共同体－」、勁草書房、1962、26ページ。
- 4) 土方苑子は、小学区を近世行政村（本人は「近世以来の共同的な町村」と表現）が運営しており共同体の利害対立が表出する問題があったと指摘している。土方苑子、「近代日本の学校と地域社会」、東京大学出版会、1994、30ページ。
- 5) 植村秀人、「鹿児島県旧知覧村における住民立小学校の閉校と住民の関わり－商議員会・義校会に焦点を当てて－」、南九州大学研究報告、人文社会科学編第44B号、11～19ページ、2014。
- 6) 植村秀人、「鹿児島県旧知覧村における住民立小学校の成立と運営－明治30年代の小学校と住民の関わりに焦点を当てて－」、南九州大学研究報告、人文社会科学編第43B号、11～22ページ、2013。
- 7) 植村秀人、「鹿児島県旧知覧村における住民立小学校の成立と運営－明治30年代の小学校と住民の関わりに焦点を当てて－」、南九州大学研究報告、人文社会科学編第43B号、11～22ページ、2013。
- 8) 旧薩摩藩では「麓」と呼ばれる。武士の居住地域であり、明治以後も各地の行政の拠点となっている。
- 9) 植村秀人、「学校と地域の連携－鹿児島県の事例から－」、九州教育学会、九州教育学会研究紀要37巻、89～96ページ、2010。
- 10) 知覧町郷土誌編さん委員会、「知覧町郷土誌」、1982、411～412ページ。
- 11) 同上。
- 12) 明治11年の段階では、知覧は第18大区となり、郡村内に近隣の4大区の区長事務所が置かれていた。同上。
- 13) 同上。
- 14) 同上。
- 15) 連合町村会により町村に代わって行政が行われたことを指摘している。同上、412ページ。
- 16) 知覧郷内部では、郷内8村を南北に分割して小村の2村とするか、郷で一村となり大村となるかが議論となっているが、結局後者に落ち着いたとしている。同上、420ページ。
- 17) 同上、421～422ページ。
- 18) 同上、412ページ。

- 19) 二才は、起床してすぐに立木打をすることや、冬でも薄着で就寝するなどしていた。同上、381～382 ページ。
- 20) また、20 才くらいまでは、夜は学問を行っていた。同上。
- 21) 同上、381 ページ。
- 22) 同上、384～385 ページ。
- 23) 同上、800 ページ。
- 24) 同上、396～397 ページ。
- 25) なお、胥倣館は、明治4年頃までは存在しており、知覧学館と共存していたが、郷土誌によれば、「知覧学館は、おそらく胥倣館の後進的存在であったと推察される」としている。同上、800～801 ページ。
- 26) 同上、801 ページ。
- 27) 同上。
- 28) ただし、知覧小学校の沿革史などによれば明治2年を改稿としている。同上、802～803 ページ。
- 29) これ以外にも、女兒小学校1校があるが、知覧小学校に統合されている。知覧小学校と隣接しており、知覧小学校区では男女別学を行っていたと思われる。同上、806～807 ページ。
- 30) 上記の通り女兒小学校は、知覧小学校へ統合されているが、これを除くと学校の統廃合はない。
- 31) 学制では人口が基準であるが実態は近世行政村を基準に展開していた。
- 32) 例えば、知覧小学校区は、郡村の一部が含まれないのに厚地村などを含んでいる。南部の2小学校区については、分村以前の東別府村と西別府村を含むことになる。松山小学校区に至っては、分村した村を含んでいる。
- 33) このことを、知覧町郷土誌では、「教育に対し親も子も理解がひくく」と指摘している。知覧町郷土誌編さん委員会、「知覧町郷土誌」、1982、811～815 ページ。
- 34) 村中心部の地区のことである。
- 35) 馬場は、鹿児島市出身であり鹿児島県北の視学を経て同年に校長として赴任している。知覧村教育會、「知覧村郷土誌」、1926、283 ページ。知覧町郷土誌編さん委員会、「知覧町郷土誌」、1982、812 ページ。
- 36) 実際に松ヶ浦小学区教育組合の規程とでは内容がほぼ同一である。
- 37) 知覧町郷土誌編さん委員会、「知覧町郷土誌」、1982、812 ページ。
- 38) 「教育組合は、明治三十二年（一八九九）12月知覧小学校区に創設され」と記載されている。同上、811 ページ。
- 39) 知覧小学区教育組合理約第1条、同上、813 ページ。
- 40) 知覧小学区教育組合理約第2条、同上。
- 41) 知覧小学区教育組合理約第2条、同上、813 ページ。
- 42) 知覧小学区教育組合理約第9条、同上、814 ページ。
- 43) 郷土誌では知覧町小学区教育組合理約抜粋に最後部に括弧書きで「(以下各小組ごとに全戸主の署名捺印あり。他の小学区の規約も同じ文面である)」としている。規約への署名は、後述する厳しい罰則への強制力を発生する根拠ともいえる。同上、815 ページ。
- 44) なお、欠席が6日以上となると1日あたり1銭を追加することになる。知覧小学区教育組合理約第9条、同上。
- 45) 知覧小学区教育組合理約第3条、同上。
- 46) 知覧小学区教育組合理約第8条、同上、814 ページ。
- 47) 知覧小学区教育組合理約第4～5条、同上。
- 48) 知覧小学区教育組合理約第5条、同上。
- 49) 知覧小学区教育組合理約第7条、同上、813～814 ページ。
- 50) 同上。
- 51) 知覧小学区教育組合理約第11条、同上、814 ページ。
- 52) 知覧小学区教育組合理約第12条、同上、814 ページ。
- 53) 大正5年において、知覧小学校が98.5%の就学率であり、旧知覧村の各小学校においては、95.54～100%となっている。大正10年に置いては、全ての小学校において、99%を超える就学率となっている。知覧村教育會、「知覧村郷土誌」、1926、219 ページ。
- 54) 同上、284～288 ページ。
- 55) なお、本基金の形成においては、日露戦争出征家族や貧困家庭においては免除するなど柔軟な対応がなされていた。また、大正13年1月からは、各児童月1銭の貯蓄を学校・教育組合の管理下において実施している。この積立基金は、昭和天皇のご成婚記念として開始され他事業であり100年かけて基金として貯蓄することとしていた。同上、288～289 ページ。
- 56) 同上、294～295 ページ。
- 57) 知覧町郷土誌編さん委員会、「知覧町郷土誌」、1982、812～813 ページ。
- 58) 知覧村教育會、「知覧村郷土誌」、1926、219～220 ページ。
- 59) 知覧小学区教育組合規定では、組合の組織・運営

会議・奨学事業しか記載がない。松ヶ浦小学区教育組合は、知覧小学区教育組合を参考にしたようではほぼ同様の構成である。知覧小学区教育組合規定は表2として抜粋を本論文に掲載。松ヶ浦小学区教育組合規定は、「南九州大学研究報告人文社会科学編第44B号」16ページに掲載している。なお、両教育組合同約の本文は、次の資料に掲載されている。知覧小学区教育組合同約、知覧町郷土誌編さん委員会、「知覧町郷土誌」、1982、813～815ページ。松ヶ浦小学区教育組合同約、鹿児島県知覧町松ヶ浦校区義校会、「ふるさとの歩み」、2004、一〇三～一一二ページ。

- 60) 知覧町郷土誌編さん委員会、「知覧町郷土誌」、1982、812ページ。
- 61) 例えば、中福良小学校校区は、各種教科団体の指導的な組織の役割も付与されている。松ヶ浦小学校区では、風紀改善を目的の1つとして位置づけている。これらを各教育組合でまとめてみる。同上。
- 62) 注63・70・73にあるように各小学区教育組合において独自の財源確保が行われていた。これは、他の教育組合でも行われていたのではないと思われる。
- 63) なお、本基金の形成においては、日露戦争出征家族や貧困家庭においては免除するなど柔軟な対応がなされていた。また、大正13年1月からは、各児童月1銭の貯蓄を学校・教育組合の管理下において実施している。この積立基金は、昭和天皇のご成婚記念として開始され他事業であり100年かけて基金として貯蓄することとしていた。同上、288～289ページ。
- 64) これについては、「是ハ組合員各戸ヨリ毎年菜種子貳升、大豆貳升、甘藷五十斤宛ヲ醸出シテ積立タルモノ」と記載されている。同上、296ページ。
- 65) これについては、「毎年各戸ヨリ金十二銭ト大豆一升醸出」と記載されている。同上、298ページ。
- 66) 平成の大合併前の知覧町においては、校区単位で地域住民組織が編成されており、集落単位での活動の上層に校区が位置づけられている。また、行

政のサービスにおいても校区を1つの区分として行っている。これが、どのように深化したのかと問題となる。

## 文 献

岩崎正弥、「食とコミュニティ—学区を焦点に—」、日本村落研究学会編、「村の資源を研究する—フィールドからの発想」、農山漁村文化協会、2007。

植村秀人、「学校と地域の連携—鹿児島県の事例から—」、九州教育学会、九州教育学会研究紀要37巻、89～96ページ、2010。

植村秀人、「明治後期の小学校高等科設置をめぐる地域間対立—鹿児島県旧知覧村の事例から—」、南九州大学研究報告、人文社会科学編第42B号、39～47ページ、2012。

植村秀人、「鹿児島県旧知覧村における住民立小学校の成立と運営—明治30年代の小学校と住民の関わりに焦点を当てて—」、南九州大学研究報告、人文社会科学編第43B号、11～22ページ、2013。

植村秀人、「鹿児島県旧知覧村における住民立小学校の閉校と住民の関わり—商議員会・義校会に焦点を当てて—」、南九州大学研究報告、人文社会科学編第44B号、11～19ページ、2014。

境野健児、「学校は『地域』のもの—戦前の学校統廃合紛争から地域と学校の関係を考える」、自然と人間を結ぶ、第17巻10号、2003年。

千葉正士、「学区制度の研究—国家権力と村落共同体—」、勁草書房、1962。

土方苑子、「近代日本の学校と地域社会」、東京大学出版会、1994。

知覧村教育會、「知覧村郷土誌」、1926。

知覧町郷土誌編さん委員会、「知覧町郷土誌」、1982。

鹿児島県知覧町松ヶ浦校区義校会、「ふるさとの歩み」、2004。